**平成２５年（フ）第４２３号**
大分県国東市武蔵町糸原921番地　池見台団地２号、開始決定時の住所大分県別府市大字鶴見1673番地の２
破産者　小川　桂子
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第５号**
北海道小樽市長橋３丁目16番20号　アンソレイユ長橋107号室
破産者　田村　良一
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２６年（フ）第２５２号**
埼玉県行田市城西４丁目２番36号
破産者　山口　久美
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第６２４号**
横浜市西区浅間台82番地１　曽我マンション102号、申立時の住所横浜市保土ケ谷区星川１丁目１番715号
破産者　秋吉　　晃
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１５９０号**
神奈川県藤沢市辻堂新町３丁目７番27号　第１さつきハイム103
破産者　堀江　精一
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１５９１号**
神奈川県藤沢市辻堂新町３丁目７番27号　第１さつきハイム103
破産者　堀江美奈子（旧姓島村）
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３９４号**
福井市宝永１丁目32―21　ビブレ宝永301号室、住民票上の住所福井市大東３丁目７番21号
破産者　水上　二郎
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第３１号**
長野県佐久市安原1424番地187
破産者　千葉　幸則
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

**平成２６年（フ）第５１号**
岐阜県可児市徳野南２丁目77番地　リバーサイド寿202、開始決定時の住所岐阜県可児市川合190番地６
破産者　纐纈　茂樹
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２５年（フ）第６６４号**
静岡県牧之原市大沢323番地１　ヴィーブルＢ―101
破産者　森田フジ子
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第８９９号**
広島市安芸区瀬野南町115番地７
破産者　岬涯書院こと　山本　　宏
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第９００号**
広島市安芸区瀬野南町115番地７
破産者　山本　英子
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第６６１号**
広島市中区大手町５丁目６番４―1005号
破産者　小林　徹男
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第８号**
徳島県阿南市橘町久保106番地１、開始決定時の住所徳島県阿南市福井町大西99番地７
破産者　柳本　幸彦
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

**平成２６年（フ）第３１号**
徳島県阿南市下大野町畑田59番地
破産者　横坂　瑞枝（旧姓西條）
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

**平成２６年（フ）第７８号**
香川県高松市国分寺町新居301―１　ダイアパレス国分寺711号室、住民票上の住所香川県高松市檀紙町1968番地１
破産者　三好　和則
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第２１９号**
高知市横浜新町２丁目102番地　県住横浜団地Ｒ18―104、開始決定時の住所高知市神田2225番地２
破産者　田所美奈子
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係